総合診療領域カリキュラム制(単位制)による研修制度

I. はじめに

- 1. 総合診療領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
- 2. 総合診療領域の専門研修における「カリキュラム制(単位制)」は、「プログラム 制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

Ⅱ. カリキュラム制(単位制)による研修制度

- 1. 方針
- 1)総合診療領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。
- 2) 期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として、「プログラム制」で研修を完遂することを推奨する。
- 3)総合診療専門研修「プログラム制」を辞退(中断)した専攻医が専門研修を再開する場合には、原則として「プログラム制」で研修を再開し完遂することを推奨する。
- 4) カリキュラム制による専攻医は、管理をプログラムの基幹施設における「総合診療部門」または「プログラム統括責任者の所属する診療科」に所属し、責任のある指導者のもと研修を行う。
- 2. カリキュラム制(単位制)による研修制度の対象となる医師
- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等)
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職後研修を再開する者
- 3)海外・国内留学により研修を中断後再開する者
- 4) 他科基本領域の専門研修を修了してから総合診療領域の専門研修を開始する者
- 5) 臨床研究医コースの者
- 6) その他、日本専門医機構が認めた合理的な理由のある場合(パワハラ等を受けた者)
- ※Ⅱ.2.1) 2) 3) の者は、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することができない場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。
- Ⅲ. カリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件
- 1. 総合診療領域のカリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。
- 1) 日本専門医機構の定めた研修期間を満たしていること
- 2) 日本専門医機構の定めた診療実績および臨床以外の活動実績を満たしていること
- 3) 到達目標、経験目標が定められた基準に到達していること
- 4) プログラム制と同一の認定試験に合格すること

Ⅳ. カリキュラム制(単位制)における研修

- 1. カリキュラム制(単位制)における研修施設
- 1) 「カリキュラム制(単位制)」における研修施設は、プログラム制における総合診療領域の専門研修基幹施設(以下、基幹施設)および専門研修連携施設(以下、連携施設)とする。
- 2) 1)の要件を満たさない施設から申請があった場合には、研修指導体制や経験症例数などを評価し、各地域の事情を考慮した上で、日本専門医機構がカリキュラム制の研修施設として認定する。その際の施設認定は、各研修領域(総合診療専門研修Ⅰ・Ⅱ、内科、小

児科、救急科)ごとに行う。認定は、当該領域において、整備基準に定める条件を満たした指導医が 1 名以上在籍していることを要件とする。地域の事情により指導医不在の研修施設での研修を行う場合は、専門研修の質を保つためプログラム制と同様の対策を取ること。

2. 研修期間として認める条件

- 1) プログラム制による総合診療領域の「基幹施設」または「連携施設」およびIV. 1. 2) に定める施設における研修のみを、研修期間として認める。
- ① IV. 2.1) に定める施設以外での勤務は研修期間として認めない。
- ② 研修時点でIV. 2. 1) に定める施設であること。
- 2) 研修期間として認める研修は受験申請年の 3 月 31 日時点からさかのぼって 10 年間 とする。
- 3) 研修期間として認めない研修
- ① 他科専門研修プログラムの研修期間
- ② 初期臨床研修期間
- ③ 初期臨床研修修了後で他科専門研修プログラムの研修期間となっていない期間

3. 研修期間の算出

- 1) 基本単位
 - ① 週 32 時間 (60 分以内の休憩時間を含む) 以上の勤務時間で「1 ヶ月間」の研修を 0.8単 位 と す る 。
- 2) 「フルタイム」の定義
 - ① 週 32 時間以上の勤務時間を職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」または「IV. 1. 2) に定める施設」での業務に従事すること。
 - ② ①の時間は最長週 40 時間までを研修単位算定のための研修時間とみなす。
 - ③ 「基幹施設」または「連携施設」または「IV. 1.2)に定める施設」以外の医療機関に非常勤医師として従事した時間を、「基幹施設」または「連携施設」または「IV. 1.2)に定める施設」での研修時間と合わせて 週40 時間となるまで研修時間として合算可能とする。ただし、日直・宿直業務およびオンコールは研修時間に含めない。また、従事する業務の内容は、該当する基本領域の能力向上に資するもの、または、初期臨床研修で修得した能力の維持に資するものでなければならない。
 - ④ ③は、「基幹施設」または「連携施設」または「IV. 1. 2) に定める施設」での勤務が非フルタイムの場合においても研修時間として合算できるのは週 8 時間を上限とする。
- 3) 「1ヶ月間」の定義
 - ① 暦日(その月の1日から末日)をもって「1ヶ月間」とする。

4) 非「フルタイム」勤務における研修期間の算出

	勤務時間(所属している「基幹施設」または「連携施設」または「IV.1.2)に定める施設」以外の施設での勤務(上限週 8 時間)を含む)	「1 ヶ月」の研修単位
フルタイム	週 40 時間	1 単位
	週 32 時間以上 40 時間未満	0.8 単位
非フルタイム	週 24 時間以上 32 時間未満	0.6 単位
	週 16 時間以上 24 時間未満	0.4 単位
	週 16 時間未満	研修期間の単位認定なし

- ※「専従」でない期間の単位は 1/2 を乗じた単位数とする
- 5)職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」または「IV. 1. 2)に定める施設」での日直・宿直業務およびオンコールにおける研修期間の算出
 - ① 原則として、勤務している時間として算定しない。
 - (1) 診療実績としては認められる。
- 6)職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」または「IV.1.2)に定める施設」以外での日勤・日直(アルバイト)・宿直(アルバイト)勤務における研修期間の算定
 - ① 日勤業務に限り、所属している「基幹施設」または「連携施設」または「IV. 1. 2) に定める施設」の研修時間と合算可能とする。
 - (1) フルタイム、非フルタイムともに週8時間を上限とする。
 - (2) 従事する業務の内容は、該当する基本領域の能力向上に資するもの、または、初期臨床研修で修得した能力の維持に資するものでなければならない。
- 7)産休・育休・病欠・留学の期間は、その研修期間取り扱いをプログラム制同様、最大 6か月までを算入する。
- 8) 「専従」でない期間の単位は、1/2 を乗じた単位数とする。
- 4. 必要とされる研修期間
- 1) 「基幹施設」または「連携施設」または「W. 1. 2) に定める施設」における下表「各研修領域において必要な研修単位数」の単位数以上の研修を必要とする。
 - ① 所属部署は問わない。
 - (1) ただし、「専従」でない期間の単位は、1/2 を乗じた単位数とする。
- 2) 「基幹施設」または「連携施設」または「IV. 1. 2) に定める施設」において、「専 従」で、下表「各研修領域において必要な研修単位数」の単位数以上の研修を必要とす る。
- 3) 「基幹施設」または「連携施設」または「IV. 1. 2) に定める施設」としての扱い
 - ① 受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間でのものを適応する。

表. 各研修領域において必要な研修単位数

総合診療専門研修 I	6 単位以上*
総合診療専門研修 I	6 単位以上*
内科	12 単位以上
小児科	3 単位以上
救急科	3 単位以上

※総合診療専門研修ⅠとⅡをあわせて 18 単位以上の研修を必要とする。

- 5. 「専従」として認める研修形態
- 1)「基幹施設」または「連携施設」または「IV.1.2)に定める施設」における「研修診療科(部門)」に所属していること。
 - ①「研修診療科(部門)」として認める診療科(部門)は、総合診療領域の専門研修プログラムにおける「基幹施設」または「連携施設」の申請時に、「研修診療科(部門)」として申告された部門とする。
 - 例) プログラム制の総合診療専門研修Ⅱとして A 病院の総合内科を申請→カリキュラム制(単位制) の総合診療専門研修Ⅱの「研修診療科(部門)」としても認められる。
 - ②「IV. 1. 2) に定める施設」についても申請された研修領域を「研修診療科(部門)」

とする。

- 2) 「フルタイム」かつ「週32時間勤務」で「1ヶ月間」の研修を0.8単位とする。
 - ① 職員として勤務している「基幹施設」または「連携施設」または「IV.1.2) に定める施設」において、当該領域の「研修診療科(部門)」の業務に32 時間以上 (1 日 60 分以内の休憩を含む) 勤務していること。
 - (1) 「基幹施設」または「連携施設」または「IV. 1. 2) に定める施設」以外の医療機関に非常勤医師として従事した時間を、「基幹施設」または「連携施設」または「IV. 1. 2) に定める施設」での研修時間と合わせて 週40 時間となるまで研修時間として合算可能とする。ただし、日直・宿直業務およびオンコールは研修時間に含めない。また、従事する業務の内容は、該当する基本領域の能力向上に資するもの、または、初期臨床研修で修得した能力の維持に資するものでなければならない。
 - (2) (1)は、「基幹施設」または「連携施設」または「IV. 1. 2) に定める施設」での 勤務が非フルタイムの場合においても研修時間として合算できるのは週 8 時間 を上限とする。
 - ② 非「フルタイム」での研修は研修期間として算出できるが「専従」には認めない。
 - (1) ただし、育児・介護等の理由による短時間勤務制度の適応者の場合のみ、非「フルタイム」での研修も「専従」に認める。
 - i) その際における「専従」の単位数の算出は、Ⅳ. 3. 4) の非「フルタイム」勤務 における研修期間の算出表に従う。
- 3) 初期臨床研修期間は研修期間としては認めない。
- V. カリキュラム制(単位制)における必要診療実績および臨床以外の活動実績
- 1. 診療実績として認める条件
- 1) 以下の期間の経験のみを、診療実績として認める。
 - ① 職員として勤務している「基幹施設」または「連携施設」または「IV. 1.2) に定める施設」で、研修期間として算定された期間内の経験症例が、診療実績として認められる対象となる。
 - ② 初期臨床研修期間の経験と、初期臨床研修修了後で他科専門研修プログラムの研修 期間となっていない期間の経験は、診療実績として認めない。
- 2)日本専門医機構総合診療専門医検討委員会の「研修プログラム管理システム(J-GOAL)」と「総合診療版J-OSLER」に登録された経験のみを、診療実績として認める。
 ① ただし、統括責任者の「承認」がある経験のみを、診療実績として認める。
- 3) 有効期間として認める診療実績は受験申請年の 3 月 31 日時点からさかのぼって 10 年間とする。
- 4) 他科専門プログラム研修期間の経験は、診療実績として認めない。
- 2. 必要とされる経験症例
- 1) 必要とされる経験症例は、「プログラム制」と同一とする。
- 3. 必要とされる臨床以外の活動実績
- 1)必要とされる臨床以外の活動は、「プログラム制」と同一のものに加え、日本専門医機構のe-learning講座または日本医師会生涯教育講座の専門医共通講習を修了すること。修了要件は、細則で別途定める。

- VI. カリキュラム制(単位制)による研修開始の流れ
- 1. カリキュラム制(単位制)による研修の新規登録
- 1) カリキュラム制(単位制)による研修の登録
 - ① カリキュラム制(単位制)を希望する医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。
- 2) カリキュラム制(単位制)による研修の申請
 - ① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「総合診療専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、日本専門医機構に申請する。
 - ② 「総合診療専門医新規登録 カリキュラム制 (単位制) による研修開始の理由書」 には、下記の項目を登録しなければならない。
 - (1)「プログラム制」で研修を完遂することができない合理的な理由
 - (2) 主たる研修施設
 - i)主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。
- 3) カリキュラム制(単位制)による研修の許可
 - ① 日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ.
 - 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。
- 2. 総合診療専門研修「プログラム制」から総合診療専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録
- 1)総合診療専門研修を「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において、期間の延長による「プログラム制」で研修ができない合理的な理由が発生し「カリキュラム制(単位制)」での研修に移行を希望する研修者は、総合診療専門研修「プログラム制」から総合診療専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録の申請を行う。
- 2)総合診療専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の申請
 - ① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「総合診療専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を日本専門医機構に申請する。
 - ② 「総合診療専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を登録しなければならない。
 - (1) 「プログラム制」で研修を完遂することができない合理的な理由
 - (2) 主たる研修施設
 - i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。
- 3) カリキュラム制(単位制)による研修の移行の許可
 - ① 日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2)に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。
 - ② 移行登録申請者が、日本専門医機構の審査で認定されなかった場合は、日本専門医機構に申し立てを行うことができる。
 - (1) 再度、日本専門医機構で移行の可否について、日本専門医機構カリキュラム委員会(仮)において、審査される。
- 4) カリキュラム制(単位制)による研修の登録
 - ① カリキュラム制(単位制)による研修への移行の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、移行登録する。
- 5)「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっての研修期間、 診療実績の取り扱い
 - ① 「プログラム制」時の研修期間は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後において も研修期間として認める。
 - ② 「プログラム制」時の診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても 診療実績として認める。
 - (1) ただし、IV. 2. 1) に定める施設以外での診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」

への移行にあたっては、診療実績として認めない。

- 3. 総合診療領域以外の専門研修「プログラム制」から総合診療専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録
- 1)総合診療領域以外の専門研修「プログラム制」から総合診療専門研修「カリキュラム制 (単位制)」への移行は認めない。
 - ①総合診療領域以外の専門研修「プログラム制」の辞退者は、あらためて、総合診療専門研修「プログラム制」で研修を開始するか、もしくは総合診療専門研修「カリキュラム制(単位制)」にて、専門研修を開始する。